

上 島 合 併 協 議 会

第 3 回新町の名称・事務所の位置検討小委員会

会 議 資 料

日 時：平成 1 4 年 1 2 月 2 4 日（火）午前 9 時 1 0 分から
場 所：弓削町総合庁舎 3 階第 1 会議室

第3回新町の名称・事務所の位置検討小委員会会次第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 事

新町の事務所について 1 ページ

新町の名称候補の公募方法について 3 ページ

新町の名称候補選定基準について 7 ページ

4. その他

5. 閉 会

新町の事務所について

1 . 新事務所について

- ・ 地理的、利便性、収容能力からみる考え方

参考資料参照

各庁舎の概要等について

	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村
竣 工	昭和４９年１０月３１日	昭和５９年７月３１日	昭和４０年５月	昭和４５年８月１０日
施設規模	RC造３階建塔屋１階	RC造２階建	RC造４階建	RC造３階建
敷地面積	２，７５８㎡	３，２３４㎡	４３１㎡	４１５㎡
延床面積	２，１３５㎡	１，７０４㎡	１，１０５㎡	４２５㎡
階あたりの職員数 (４役除く)	１階　　１８人 ２階　　２４人 ３階　　１人 計　　４３人	１階　　２４人 ２階　　６人 計　　３０人	１階　　１７人 ２階　　１３人 ３階　　６人 計　　３６人	１階　　１３人 計　　１３人
駐車台数 (来庁者用)	約１５台	約１５台	約８台	無
港から	弓削港から徒歩１分	生名港から徒歩５分	岩城港から徒歩３分	魚島港から徒歩１分
今治から	６０分	７０分	４７分	弓削港より４５分
因島から	１０分	５分	２３分	６２分
議場議員席数	１８席	１２席	１２席	１２席
役場内会議室	３階大会議室　　５０名 ３階第１会議室　３０名 ３階第２会議室　１４名 ３階第３会議室　１２名 ３階和室　　　　１０名 ２階第２会議室(事務局) ２階応接室　　　１２名 １階相談室　　　　６名	第１委員会室　　４０名 第２委員会室　　１６名	入札室(主に入札に使用) ２０名	
仮に新町になって各島から ○○委員１０名が集まって 会議をする場合	移動時間　　６３分 移動費用　　２２，６００円	移動時間　　７３分 (乗り継ぎ時間は含まない) 移動費用　　２８，６００円	移動時間　　８９分 (乗り継ぎ時間は含まない) 移動費用　　３０，２００円	移動時間　　１５３分 (乗り継ぎ時間は含まない) 移動費用　　５１，８００円

上記の時間及び費用については、快速船及び魚島丸で算出した。

新町の名称候補の公募方法について（案）

（１）範 囲

４ヶ町村在住者、出身者、通・勤学者とする。

（２）応募方法

はがき又は専用応募用紙とする。

専用応募用紙は、料金受取人払い（協議会負担）とし、各世帯１枚配布する。学校については、事務局で配布する。

また、各役場に用紙と専用投函箱を設置する。

（３）周知方法

協議会だより、協議会のホームページ、その他（各町村における周知方法）にて行う。

（４）公募期間

１ヶ月程度

２ヶ月程度

その他

—参 考—

・新町将来構想ダイジェスト版 配布 ４月に町村内配布予定

・広報町村外発送部数及び発送月

弓削町—５００部 偶数月（２、４、６、８、１０、１２月）

生名村—５００部 ３ヶ月に１回（１、４、７、１０月）

岩城村—１,０００部 毎月

魚島村—４５０部 奇数月（１、３、５、７、９、１１月）

スケジュール（案）

- 公募期間 1 ヶ月の場合

5 月ごろ公募開始



6 月末締め切り



7 月中に小委員会で候補選定



8、9 月の協議会で決定
（合併まであと 1 年）

- 公募期間 2 ヶ月の場合

5 月ごろ公募開始



7 月末締め切り



8 月中に小委員会で候補選定



9、10 月の協議会で決定

- 公募期間を夏の帰省に併せる場合

7 月ごろ公募開始



8 月末締め切り



9 月中に小委員会で候補選定



10 月、11 月の協議会で決定

名称の決定に当たっては、全ての協議が終了するまで（合併調印まで）に決める必要がある。

【事務局案】

合併調印式 ― 遅くとも平成 16 年 4 月までには行いたい。

(5) 記載内容

新町の名称（ふりがな） 名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号
その他（出身町村名、勤務先、かかわりの理由）

例 専用応募用紙の裏面イメージ

新町の名称
ふ り が な
名称の理由
住 所 〒 -
氏 名
年 齢
電話番号 - -
勤 務 先 (通学先)
上記で、現住所が4ヶ町村外の方はそのかかわりを 記入してください。 例) ○○町村出身者である。 ○○会社勤務者である。 ○○町村に住んでいたことがある。

(6) 応募条件

既存の市町村名にない名前（現 4 ケ町村名も含む）
小学生以上とし、1 人 1 点とする。

(7) 選定方法

小委員会委員が何種類か選考し、協議会に諮る。

(8) 懸賞

賞及び懸賞	金 額
・名付け親大賞 1 名 3 万円分全国共通商品券 （決定された名称への応募者の中から 1 名を大賞とする。） ・名付け親賞 3 名 4 ケ町村特産品詰め合わせ （1 万円相当分） （決定された名称への応募者の中から数名を親賞とする。） 例 弓削町—海苔 生名村—杜仲茶 岩城村—レモン、芋菓子 魚島村—海苔、デベラ	6 万円

(9) 表彰式

「名付け親大賞」1 名を新町発足のセレモニーに招聘し表彰する。
「名付け親賞」については、商品の発送をもってかえる。

(1 0) その他

- ・作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留める。
- ・賞の決定については抽選とする。

新町の名称候補選定基準（案）

1．選定基準

新町名候補は、漢字、ひらがな、及びカタカナにより表記された、読み書きが容易で、なじみやすく親しみやすい、新町にふさわしい名称とするが、次の事項に留意して選定する。

- ・地理的にイメージできる名称
- ・地域の歴史、文化、特徴等を表す名称
- ・地域住民の理想や願いにちなんだ名称
- ・対外的にアピールできる名称

2．選定方法

新町名候補は、応募作品の中から5作品（以内）を小委員会において決定する。

5作品（以内）の選定については、各委員の協議又は投票により決定する。

（1）第1次選定

各委員がそれぞれ、選定基準により、応募作品の中から新しい町の名称としてふさわしいと考えられる名称を5作品（以内）選定する。

主な流れ

公募締め切り後、事務局において新町名公募作品をとりまとめた「名称の一覧表」を作成

↓

事前に、各委員に「名称の一覧表」を示し、第1次選定用の用紙を配布

↓

各委員は、「名称の一覧表」の中から、選定基準により新しい町の名称としてふさわしいと考えられる5作品（以内）を選定し、事前に事務局へ提出

↓
各委員から提出された、第 1 次選定作品のとりまとめ作業を事務局において行う。

↓
小委員会へ

(2) 最終選定

第 1 次選定により選定された作品の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する 5 作品（以内）を選定する。

主な流れ

第 1 次選定により選定された作品の中から、委員の協議により 5 作品（以内）を選定する。協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票により選定する。

↓

選定された 5 作品（以内）については、作品ごとに小委員会としての「選定理由」「委員からの付帯意見」等を付し、報告書としてまとめる。

(3) 協議会への提案

選定された 5 作品（以内）を「新しい町の名称候補」として協議会へ提案する。

3 . 選定にあたっての留意事項

作品ごとの応募数については、選考の際の参考に留めることとする。